

苫小牧市スポーツ合宿等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）に基づき、苫小牧市スポーツ合宿等助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿等 苫小牧市外の学校、実業団、クラブ等に所属する団体が、スポーツ技術向上のための練習や研修等を目的に宿泊すること
- (2) 中央競技団体 国内の種目団体を統括する中央組織
- (3) スポーツ施設等 公共・民間のスポーツ施設、文化施設及び学校施設
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設
- (5) 参加者 選手及び指導者（申請団体に所属している部長、監督、コーチ、マネージャー等）
- (6) 延べ宿泊数 宿泊人数に宿泊日数を乗じた数
- (7) 大会期間 大会要項に記載の期間（公式練習も含む）

(助成対象事業)

第3条 助成対象となる合宿等（以下「助成事業」という。）は、苫小牧市で実施され、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はその限りではない。

- (1) 1度の合宿等において、参加者の延べ宿泊数が5泊以上であること。ただし、大会等への参加を伴う場合は、大会期間と前日泊を除外する。
- (2) 全日程において、苫小牧市内の宿泊施設を利用していること。
- (3) 苫小牧市内のスポーツ施設等を利用していること。
- (4) 原則、練習等を公開し、市民等の見学を可能にしていること。
- (5) 営利を目的としていない合宿等であること。
- (6) 競技団体等が主催するスポーツイベント等ではないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

(複数年度にわたる合宿等の取り扱い)

第5条 助成事業が複数年度にわたり実施される場合の助成対象年度は、助成事業最終日の属する年度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成事業を実施する2週間前（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までに苫小牧市スポーツ合宿等助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等実施計画書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、速やかに苫小牧市スポーツ合宿等助成金交付（変更）決定通知書（様式第 3 号）により通知する。

（交付申請の取下げ）

第 8 条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「助成団体」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から 14 日以内に、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（助成事業の変更等）

第 9 条 助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき。
- (2) 助成事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 助成事業者は前項第 1 号に規定するときは、苫小牧市スポーツ合宿等助成金変更交付申請書（様式第 4 号）を、同項第 2 号に規定するときは、苫小牧市スポーツ合宿等助成金事業中止（廃止）申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、苫小牧市スポーツ合宿等助成金交付（変更）決定通知書（様式第 3 号）又は、苫小牧市スポーツ合宿等助成金事業中止（廃止）承認通知書（様式第 6 号）により、申請者にその旨を通知する。

（軽微な変更の範囲）

第 10 条 前条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 助成対象経費の 10 分の 2 に相当する金額以内の変更の場合
- (2) 助成金の増額を伴わない事業計画の細部を変更する場合

（実績報告）

第 11 条 助成団体は、助成事業終了後 1 か月以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに苫小牧市スポーツ合宿等助成金実績報告書（様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿等内容報告書（様式第 8 号）
- (2) 宿泊証明書（様式第 9 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、苫小牧市スポーツ合宿等助成金確定通知書（様式第 10 号）により、申請者に対し、確定した助成金の額を通知する。

(交付の時期)

第13条 助成金は、第12条の規定により助成金の額を確定した後に交付するものとする。

(交付の請求)

第14条 助成団体は、助成金の交付を受けようとするときは、苫小牧市スポーツ合宿等助成金請求書（様式第11号）を交付決定を受けた年度内に市長に提出しなければならない。

2 助成団体が前項の規定に基づき助成金を請求するにあたり受領者が助成事業者の代表者と異なる場合においては、委任状（様式第12号）を各種請求書に添えて市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により決定の取消しを行った場合において、既に助成金を交付しているときは、返還命令書（様式第13号）により当該取消しの部分につき、期限を定めて返還を命じるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第17条 助成団体は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、当該助成金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(助成金に係る経理)

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第19条 市長は、助成事業者が苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

- 2 市長は、助成事業者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に助成金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 3 市長は、助成金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている助成金の返還を命じるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年8月24日改正）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則（平成29年3月23日改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月18日改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月30日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和5年12月1日改正）

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

	宿泊（1 人 1 泊）	上限（1 申請）
中央競技団体	2，000 円	200，000 円
それ以外の団体	1，000 円	100，000 円